

後発開発途上国（LDC）のサービス貿易拡大に向けた実態把握のための
アンケートへのご協力をお願い

令和8年1月
外務省経済局サービス貿易室

平素よりお世話になっております。

この度、世界貿易機関（WTO）のGATS（サービスの貿易に関する一般協定）に関しまして、各業界団体の皆様にアンケートへのご協力をお願い申し上げます。

本アンケートは、日本と後発開発途上国（LDC）のサービス貿易（注1）の実態を把握することで、LDC諸国のサービス貿易を促進するために現在運用されている制度「LDCサービス・ウェーバー」（注2）の有用性を調査することを目的としております。アンケートは1～3のセクションに分かれており、1は貴社の基本的な情報、2はLDC諸国とのサービス貿易（特にサービスを受ける側（消費国）全般について、3はLDCサービス・ウェーバーの有用性について、ご質問いたします。

各社の皆様には、各業界の所管省庁を通じてご協力をお願いしており、ご回答いただいた内容は、統計的に集計されますが、個別企業が特定されることはございません。御多忙のところ恐縮ではございますが、貴社の実態に即した御回答を賜りますよう、何卒ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

【アンケートリンク】

<https://forms.office.com/r/gnnHZqCsyA>

【アンケートQRコード】



（注1）

サービス貿易とは、金融、運輸、通信、建設、流通等、目に見える製品以外のあらゆる分野におけるサービスの国際取引（外国企業との取引）のことです。

サービス貿易には、4つのモードがあります。

- ①国境を越える取引（第1モード）：現地の取引先企業から、日本でサービス提供を受ける場合（例：貴社がセネガルの法律事務所からメール等で法律サービスを受ける場合）。
- ②海外における消費（第2モード）：貴社から現地に赴き、現地で取引先企業からサービス

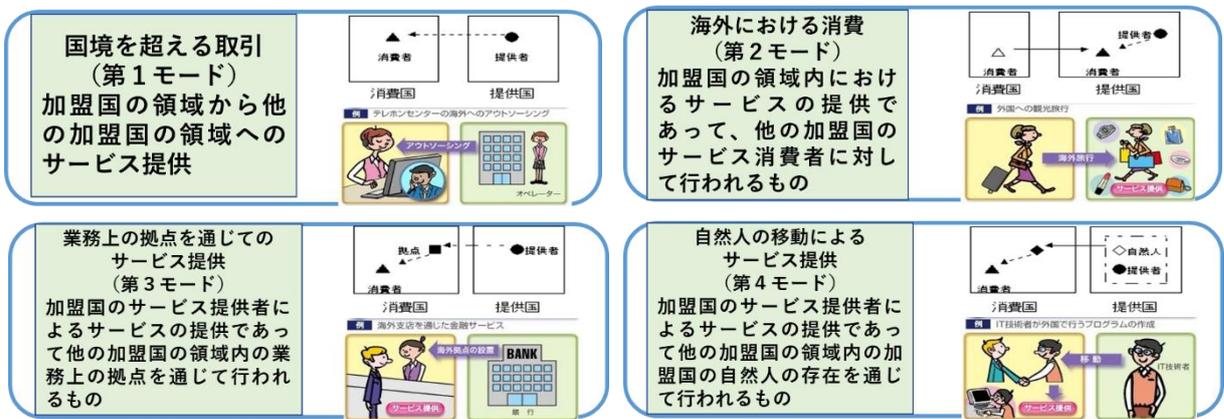
を受ける場合（例：貴社がカンボジアで警備サービスを受ける場合）。

③業務上の拠点を通じてのサービス提供（第3モード）：日本に支社がある取引先企業から、日本でサービスを受ける場合（例：ルワンダの銀行が日本に支店を開設し、貴社がその銀行を利用する場合）。

④自然人の移動によるサービス提供（第4モード）：現地から日本に来た自然人から、日本でサービスを受ける場合（例：ネパールからミュージシャンを日本に招待し、日本でライブを行う場合）。

【参考】サービスのモード（外務省 HP「サービス貿易とは何か」より）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/service/service.html#section2>



(注2)

LDC サービス・ウェーバーとは、LDC 諸国からのサービス貿易を促進するために、日本を含む WTO 加盟国が LDC 諸国に設ける優遇措置（更なる自由化約束）のことです。日本の他に、オーストラリア、ブラジル、カナダ、チリ、中国、EU、香港、アイスランド、インド、韓国、リヒテンシュタイン、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、パナマ、シンガポール、南アフリカ、スイス、台湾、タイ、トルコ、英国、米国、ウルグアイが、それぞれ同様の優遇措置を WTO に通報しています。日本が優遇措置を提供している分野は、別紙①をご参照ください。

外務省経済局サービス貿易室

電話：03-5501-8345

E-mail ayana.hiyama@mofa.go.jp

担当：檜山